

南部町まちづくり計画

平成 1 6 年 2 月 1 3 日

西伯町・会見町合併協議会

南部町まちづくり計画

平成16年2月 西伯町・会見町合併協議会

目次

序論

1 合併の必要性

- (1) 生活圏の拡大と一体化に伴う効率的・計画的な行政の実現
- (2) 地方分権の進展と行財政基盤の強化
- (3) 地域特性からみた合併の必要性

2 計画策定の方針

- (1) 計画の趣旨
- (2) 計画の期間

2町の概況

- 1 位置と地勢
- 2 人口と世帯

まちづくりの基本方針

- 1 まちづくりの目標
- 2 まちづくりの方向

- (1) みんなで進める新しいまちづくり
- (2) 一人ひとりを大切にする教育・文化のまちづくり
- (3) 人々がふれあう、交流のまちづくり
- (4) 安全で、安心して暮らせる福祉のまちづくり
- (5) はたらく人々が充実する産業のまちづくり
- (6) 人々が自然と共生する循環型社会のまちづくり

財政計画

- 1 財政計画

序 論

1 合併の必要性

現在の西伯町と会見町は、共に昭和 30 年に誕生して以来、住民の福祉向上に努めてきました。両町は隣接する自治体として、ごみ処理や介護保険事業、土地開発公社の運営等を共同で実施しており、また、福祉・医療・商圈等でも一体化が進んでいます。

これからの自治体には、生活圏の広域化や高齢化社会の進展による行政需要の増大、地方分権の進展などに伴い、簡素で効率的な行政運営の確立や、より主体的な行政運営の推進の必要性など、さまざまな課題が生じています。一方、個人でできることは個人で、地域でできることは地域でといった行政と住民との健全な役割分担を画していくことも重要な課題となっています。

特に生活者である住民にとって、真に必要な分野においてより質の高いきめ細やかな行政サービスの展開が求められます。そのため、一体的で計画的な行政運営並びに、そのための推進体制及び基盤づくりが急務となっています。

そのような背景のもと、西伯町と会見町においては、両町議会の合同議員研修会や事務担当者研究会などを経て、平成 14 年度に西伯町・会見町合併協議会を設置しました。

将来この地域が発展し、住民福祉の向上が図られるうえで、合併は有効な手段であるとその必要性が指摘されています。

(1) 生活圏の拡大と一体化に伴う効率的・計画的な行政の実現

現在の西伯町と会見町は、それぞれ昭和 30 年に昭和の大合併により誕生し、以来 48 年以上が経過しています。現在両町は道路網の発達と車社会の進展によって生活圏の広域化が著しく進んできました。

また、両町は古くから歴史的・文化的に深い繋がりを有し、昭和の大合併時点でも一つの町になるうとした動きもありました。地理的にも連たんしており、さらに福祉・医療・商圈などでも一体化が一段と進んできました。

このような地域の特殊性を鑑みると、生活者である住民への行政サービスの提供には、広域的視点に立った、より効率的で計画的な行政運営の実現が求められています。

このため、西伯町と会見町が合併することにより、一体的・計画的に行政を推進し、広域かつ効率的なまちづくりを進めるとともに、福祉・保健・医療、生活環境など住民に身近な行政サービス分野の充実を図っていく必要があります。

(2) 地方分権の進展と行政基盤の強化

近年、価値観の多様化や情報化、少子高齢化、国際化が進展し、地域間競争がますますその激しさを増しています。21 世紀を迎え、高齢化社会の進展などの社会経済情勢の変化に対応し、地域住民の福祉向上を図るため、自立した自治体の役割が高まっています。

地方分権の推進は、地方公共団体の自主性及び自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るため、国と地方公共団体の役割分担を明確にし、住民に身近な地方公共団体において処理することを基本として行わなければなりません。

このため今後、各自治体において地方分権の進展に備えて、よりさまざまな行政需要に対応していけるよう、小規模自治体におけるスタッフ、行政職員の質的充実、確固たる行政基盤の強化が求められています。

住民に最も身近な自治体が、より主体的・自立的・効率的な行政運営が可能となるように、行政執行体制を整え、行財政基盤を強化し、個性的で魅力あるまちづくりが展開されるよう準備することが必要であり、合併はそのための一つの有効な手段です。

(3) 地域特性からみた合併の必要性

西伯町・会見町の高齢化は急速に進行しており、平成14年3月末現在で高齢化率は、約26%に達しています。

高齢者人口の増大により、介護などの福祉、医療面での行政需要の拡大が予想され、今まで以上に高度な行政サービスの提供が必要となります。このような行政需要の拡大に伴い、合併によるスケールメリットや情報技術の活用による行政基盤の整備が必要となっています。若年者人口、生産年齢人口の減少についても、今後さらに減少が進むと考えられます。

また、日本の多くの中山間地域と同様に、西伯町・会見町でも過疎化が進行し、コミュニティの崩壊を招くおそれがあります。

このため、中山間地域を条件不利地域としてのみ捉えるのではなく、下流部の都市地域が受ける恩恵をはじめ、自然との共生思想に基づく新たな生活空間として再評価することが期待されます。

さらに新町においても、豊かな自然環境を活用することにより、愛着の持てる地域づくりを目指し行います。

2 計画策定の方針

(1) 計画の趣旨

この計画は、西伯町と会見町が合併後に新町を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより西伯町と会見町の速やかな一体化を促進して、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図るものです。

この計画は新町を建設していくための基本方針を実現するための主要な施策及び財政計画を中心として構成しています。

新町の財政計画については、地方交付税、国・県補助金、地方債等の依存財源を過大に見積もることなく、健全に財政運営を行うものとします。

(2) 計画の期間

まちづくり計画、公共施設の統合整備及び財政計画は、平成16年度から平成26年度までの11ヵ年計画とします。

ただし、具体的施策については概算事業費を明示し、各年度ごとに適正な時期に見直しを行うものとします。

2 町の概況

1 位置と地勢

西 伯 町

東西約 8 km、南北約 1.7 km、面積は 83.08 平方 km で、面積規模は県下 17 番目の中規模の町です。標高は平坦部が 20 ~ 80 m、山間部が 80 ~ 350 m で、森林面積が約 79 % を占め、宅地は 1.8 % と少なく典型的な農山村といえます。

河川は日野川水系の法勝寺川と東長田川が流れ、町の中心で合流し古くは宿場町として栄え、集落が流域を中心に分布しています。

道路は幹線として米子市に繋がる国道 180 号が町の中央を南北に走り、これに会見町域と連絡する主要地方道溝口伯太線、一般県道福頼市山伯耆大山停車場線等の県道・町道が縦横に接続しています。

会 見 町

東西約 7 km、南北約 6 km、面積は 30.95 平方 km で面積規模は県下 33 番目の町です。標高は平坦部が 16 ~ 55 m、山間部が 55 ~ 220 m で、総面積の 65 % を林野が占めています。

河川は東南から北西に流れる朝鍋川と南から北に流れる小松谷川が町の中央で合流し、一級河川の日野川の支流法勝寺川に接続し、日本海に注いでいます。

道路は町の中央部を主要地方道溝口伯太線が貫き、これに一般県道米子岸本線などの県道や町道が接続しています。

2 人口と世帯

西 伯 町

昭和 30 年の合併当時には、8,903 人でありましたが、その後大幅な人口の流出が進み、高度成長の絶頂期にあった昭和 45 年には 7,353 人まで落ち込みました。しかし、同年より宅地分譲の開始された米子ニュータウンなどの諸施策により人口が増加し、昭和 60 年には 8,702 人まで回復しました。その後平成 7 年には 8,366 人となり年々減少しており、平成 15 年 3 月末現在で 8,190 人となっています。

世帯数については、昭和 30 年に 1,635 世帯あったものが徐々に増加し、平成に入り 2,400 世帯を維持し、現在 2,516 世帯となっています。

会 見 町

町制が施行された昭和 30 年の 4,769 人を最高に、その後は年々減少を続け、昭和 50 年には 3,660 人と最低を記録しています。しかし、同年の「円山団地」を宅地造成した成果もあって徐々に増加に転じ、安定した推移を保っていました。再び、平成 3 年以降減少化傾向にあり、平成 7 年の国勢調査では 3,979 人となりました。その後平成 10 年の「福里団地」を造成し、平成 15 年 3 月末現在で 4,153 人となっています。

世帯数については、昭和 30 年に 835 世帯あったものが徐々に増加し、昭和 63 年から 1,000 世帯を維持しています。

また、両町合計での年齢別構成を見ますと、65 歳以上の人口は、年々増加し高齢化が進行しています。15 歳未満の人口は年々減少し少子化が進行しています。

人口と世帯の推移

(単位：人、戸)

区分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
総人口	12,472	12,854	12,774	12,345	12,210
世帯数	2,970	3,074	3,148	3,217	3,373
一世帯当たりの人口	4.2	4.2	4.1	3.8	3.6

年齢 3 区分別 人口の推移

(単位：人)

区分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
総人口	12,472	12,854	12,774	12,345	12,210
(%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
年少人口 0 ~ 14 歳	2,444	2,545	2,297	1,855	1,638
(%)	19.60	19.80	17.98	15.03	13.42
生産年齢人口 15 ~ 64 歳	8,203	8,243	8,046	7,716	7,419
(%)	65.77	64.13	62.99	62.50	60.76
老年人口 65 歳以上	1,795	2,066	1,431	2,774	3,149
(%)	14.39	16.07	11.20	22.47	25.79
年齢不詳	0	0	0	0	4
(%)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.03

産業別 就業者人口の推移

(単位：人)

区分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年	平成 12 年
就業者	7,157	7,001	6,902	6,825	6,533
(%)	57.38	54.47	54.03	55.29	53.51
第 1 次産業	1,809	1,679	1,446	1,347	1,029
(%)	14.50	13.06	11.32	10.91	8.43
第 2 次産業	2,230	2,183	2,175	2,080	2,065
(%)	17.88	16.99	17.03	16.85	16.91
第 3 次産業	3,118	3,135	3,273	3,389	3,412
(%)	25.00	24.39	25.62	27.45	27.94
分類不能	0	4	0	0	27
(%)	0.00	0.03	0.00	0.00	0.22

(国勢調査調)

将来の人口推計

(単位：人)

区分	平成 15 年	平成 18 年	平成 23 年	平成 28 年	平成 33 年	平成 38 年
総人口	12,343	12,334	12,118	11,856	11,612	11,430
年少人口 0 ~ 14 歳	1,632	1,848	1,727	1,593	1,560	1,624
生産年齢人口 15 ~ 64 歳	7,418	6,793	6,735	6,749	6,835	6,674
老年人口 65 歳以上	3,293	3,693	3,656	3,514	3,217	3,132

平成 15 年の数値は、平成 15 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口です。

平成 18 年以降の数値は、コーホート要因法を用いて推計しています。

まちづくりの基本方針

1 まちづくりの目標

少子高齢化、国際化、情報化さらには地方分権等、大きな変革の時代を迎える社会情勢の中で、21世紀の初めにふさわしい、基盤のしっかりした自治体像が求められています。

ともに長い歴史と文化を共有し、豊かな自然に囲まれて発展してきた西伯町と会見町が、合併して生まれる新町は、鳥取県西部地域の中心的役割を担うとともに、中山間地域の継続発展の模範的自治体になるまちづくりを目指していくことが求められます。

このため、新町では豊かな自然や交通の要衝としての位置をまちづくりに活かし、今後ますます多様化、高度化する住民の行政需要に的確に応えるため、生活環境の整備、教育・文化の振興、保健・医療と福祉の充実、産業振興等の施策を積極的に推進する必要があります。

そこで新町のまちづくりは、活気に満ちたまちづくりを実現するとともに、多様な交流を活性化の手段として大切にしていきます。

このようにして新町は、住民の福祉向上をまちづくりの根底に置き、「自然を活かし、さまざまなふれあいのある、住民が豊かさを実感できるまち」を目標とし、まちづくりを推進していくものとします。

また、こうしたまちづくりの展開に当っては、新町の個性を発揮し、この地域の特長である自然を最大に活用し、まちづくりを進めます。

このことから、次の6つの将来像を掲げ、活力と魅力あるまちづくりを推進します。

- (1) みんなですすめる新しいまちづくり
- (2) 一人ひとりを大切にする教育・文化のまちづくり
- (3) 人々がふれあう、交流のまちづくり
- (4) 安全で、安心して暮らせる福祉のまちづくり
- (5) はたらく人々が充実する産業のまちづくり
- (6) 人々が自然と共生する循環型社会のまちづくり

2 まちづくりの方向

(1) みんなですすめる新しいまちづくり

両町の持つ豊かな自然環境の保全と、それに調和した開発を目指します。また、伝統・文化を守り育て、人権尊重・福祉を重点施策として更なる推進を図ります。

まちづくり計画の実行にあたっては、住民参画により住民の意見を聞きながら推進することを基本とし、下記のとおり詳細な計画を推進します。

計画の推進

新町建設計画に盛り込まれた財政計画を基本に、長期的展望にたった行財政運営と効率的・効果的な行政組織の構築を図ります。

財政計画と主要事業、新しく提案の事業等を総合的に判断し、教育・文化、人々の交流、福祉・産業・住環境整備を推進し、豊かで安心して住み続けることの出来る町を目指します。

<p>「行政評価システム」の中で、総合行政の視点と評価を行うとともに、横断的な取組が効果的である課題などについて、各部署と協力して重点的に取組、総合行政の充実・強化を図り、行政組織の効率的組織体系と適正な定員配置に努めます。</p>
<p>まちづくり情報をよりの確に伝えるため、わかりやすく、親しみやすい広報紙の発行等広報活動の充実に努めます。</p>
<p>情報公開条例を適正に運用し、知りたい行政情報が手軽に請求でき、迅速に身近で入手できる体制を整備し、「町の保有する行政情報」をできる限り公開します。</p>
<p>町民からの不服申立てについては、情報公開審査会での確な判断をします。</p>
<p>地域の課題について、地域住民自らが決定し責任を果たす意思決定機関の設置を図ります。</p>
<p>ボランティア団体活動を円滑に進めるため、団体相互間の情報交換・相互連携の促進を図ります。</p>
<p>新町建設計画に盛り込まれた財政計画に基づき計画的に事業を遂行するとともに、外的要因等による財政事情の変化を常に掌握し、必要に応じて計画の見直しを図ります。</p>
<p>事業の内容・性格に応じ、国・県の補助事業として有効活用を図るとともに、町債についても、償還財源とのバランスを保ちながら効率的な活用に努めます。また、自主財源確保のため、町・県民税、固定資産税など税の納付意識の高揚を図り、徴収率の向上に努めます。</p>
<p>前年度に実施した事業が目標どおりの成果を達成したかどうかの確認と検証を行い、廃止または見直しが必要な事業は、当年度事業の運用改善を行うとともに、翌年度の予算に反映させます。</p>
<p>職員の能力開発を積極的に推進するため、国・県・他市町村との人事交流を継続します。</p>
<p>複雑化・多様化・高度化する町民のニーズに対応し、機構改革を含む合理的な組織の編成と人員配置、各課間の調整機能の強化を推進するとともに、プロジェクトチーム方式等による弾力的な組織運用を促進します。</p>
<p>自立した自治体として自治立法の制定能力の向上や、職員の法制執務能力の向上を通じて住民に身近な政策実現を目指します。</p>
<p>町村会共同実施の職員採用資格試験により、町行政の担い手として、創造性豊かで意欲的な人材の計画的採用に努め、複雑化、多様化、高度化する職務に対応できる多様で有為な人材を確保するため、柔軟で多様な採用試験制度を構築していきます。</p>
<p>職員の健康管理については、人間ドックや健康増進センター等の積極的活用により、健康診断の受診啓発、精密健診受診率の向上、メンタルヘルス対策の充実をはかり活力ある職場づくりを行うとともに、スポーツレクリエーションの実施、共済保養施設の利用により、職場環境の充実に努め心身ともに健康な人材を育成します。</p>
<p>庁舎改修等の整備など、庁舎の適正な維持管理（清潔で、安全、安心できる庁舎）に努めるとともに、ISO14001を全庁的に取得することにより計画的な省エネルギー化をはかり、環境負荷を抑えた施設運用を行い、資源循環型社会の構築に向け、グリーン購入（環境への負荷が少ない製品の購入）の推進と事務改善を心がけ、経常経費の削減に努めます。</p>
<p>新町のすべての課・室及び各種委員会の人権に関連する事業が効果的に連携し、推進できるよう総合調整を行います。</p>

(2) 一人ひとりを大切にす教育・文化のまちづくり

一人ひとりを大切にす教育・文化のまちづくりを図るため、人権を尊重した人権施策を総合的に推進し、男女共同参画社会の実現に努め、青少年の健全育成、あらゆる年齢層に対する生涯学習の推進に努め、文化遺産の保存活用等文化の香り高いまちづくりを目指し、下記のとおり詳細な計画を推進します。

人権の尊重

人権施策を総合的に推進するため、人権センター（仮称）を中心として、町の全ての部局と連携して事業を行える体制を整えと共、住民の主体的な人権啓発活動を支援・促進します。

「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例」の内容を継承し、保育園・小中学校・隣保館・児童館の連携を強化し、系統的な教育の展開を図ります。

人権の施策を効果的に推進できるよう、人権問題に取り組む機関（法務局、県、人権擁護委員）との意見交換を行うことにより、十分な連携を確保します。
町の人権啓発の中心的施設となる人権センター（仮称）を整備し、町民の人権意識向上のための教育・啓発事業を推進します。
啓発講座やビデオ・テレビ・新聞などを活用した啓発及び隣保館を活用した啓発事業など、さまざまな形態や手法を用いた効果的な啓発活動を展開し、同和教育と連携を取りながら、今後さらに人権意識の確立に努めます。
人権全般について総合的に対応する人権センター（仮称）を窓口として、住民と行政の協働による事業展開を基本としながら、各地域の主体的な人権啓発活動を支援・促進します。
行政関係者向けのセミナー、意見交換会、研修会の開催によって、効果的な人権施策の推進を図り、同和教育についての理解と認識を高め、差別を解消する積極的姿勢の向上と認識と資質を備えた人材の確保と指導者の育成に努めます。
「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす条例」の内容を継承し、あらゆる差別をなくす審議会（仮称）と同和教育推進協議会を中心に必要な施策を総合的に推進します。
対象地区町民の自立のための諸施策を推進します。
地区内学習の拠点施設として、隣保館・老人憩いの家・児童館の施設の充実に努めるとともに、人権啓発の基幹施設である隣保館の機能を一層強化し活動の充実に努めます。
同和教育推進協議会の活性化を図り、全町的な町民啓発事業をすすめ、人権尊重のまちづくりに努め、学校同和教育と社会同和教育の研究協議を進めます。
保育園、小・中学校、隣保館、児童館との連携を強化し、系統的な同和教育の展開を図ります。
家庭教育において同和教育を実践できる学習プログラムの開発を学校教育、社会教育担当者間で研究協議し、実生活に根付いた同和教育の推進を図ります。
小地域懇談会、各種講演会、研究集会等を開催し、町内各層・各団体に一層の同和教育の普及・啓発を促進し、あらゆる差別を見逃さず、差別を許さない町民意識の構築に努めます。
同和教育の推進を図り、住民が自主的・組織的な同和教育活動を展開できるように支援します。
同和教育の深化と拡充を図るため、調査研究、資料の収集・提供、相談事業を行います。

小規模零細地域営農対策の推進、農業用機械の整備を図ります。
差別を受けた人の救済措置については、諸施策を講じます。
女性団体等の組織強化と活動を支援し、人材の育成を図ります。また、地域社会の意識や慣習を見直す活動を実施し、男女がお互いに理解しあえる環境づくりに努めます。
審議会等については、性別の構成比率の均衡に努めます。
審議会等への女性登用を促進するため、女性リーダー等育成するほか、女性の人材に関する情報整備を行います。
職員について、性別に関わらない管理職への登用・配置を行うとともに、能力開発のための研修を積極的に行います。

人づくりの推進

住民の自主的で主体的な生涯学習活動を支援します。学校・地域・家庭が連携した組織体制を整備し、子どもの社会性、自制・自律の精神の育成を行うとともに青少年の健全育成を図ります。誰もが主体的に行政に参画できる社会の実現と地域の特色ある文化遺産や行事等の継承・活用による地域文化の振興と、自分にあったスポーツ活動を行える環境整備等スポーツ振興を図ります。

「生涯学習のまちづくり推進本部」の活動内容を町民にPRするための学習成果発表の機会の提供等を行い、活動を充実・強化するとともに、町民と行政が一体となった、生涯学習のあるまちづくり推進体制の整備を図ります。
生涯学習講座において、暮らしに係る総合的な学習内容の学習機会を提供し、住民一人ひとりの自己実現を促進します。
生活課題を学習課題とする必要性や、産業教育に繋げるプログラム開発の必要性等、学ぶことを通じてよりよく生き、よりよい社会を作るという意識を醸成するための啓発に取り組みます。
インターネットを利用して、他市町村の生涯学習活動の状況や学習情報を収集し、町民に情報提供することにより、公民館活動への関心や学習意欲を喚起するなど、メディアの効果的運用を図ります。また、全国の公民館との情報ネットワークを構築し、相互に情報交換することにより現代的課題への対応や、学習内容の傾向など最新の学習情報を調査研究し、公民館活動の活発化に役立てます。
学習課題の多様化に対応するため、学習者の要求課題を把握し、現代的課題などの必要課題を加えた学習内容のメニュー化を図るとともに、生活課題に対応した学習課題を設定し、学習成果が社会的に評価され、実業高校など専門性の高い学校教育の現場とも連携できる仕組みづくりに努めます。
社会教育関係団体のリーダー養成を推進し、活動の充実を図ります。
町内で実施されているさまざまなグループ、サークル活動を調査し、人材バンクの整備を図り、各種の団体活動の支援や学習相談などに活用します。
地域活性化を推進する住民団体の育成とリーダー養成を図ります。
地域の特性を活かした活力ある地域づくりの情報の提供に努めます。
コミュニティ活動の推進と町内外の地域間の交流を促進します。

<p>住民参画によるまちづくりを進めるためのシステムを住民と共同でつくります。</p>
<p>公民館や図書館で行われている学習情報の提供や学習相談事業の充実を図るとともに、社会教育関連施設のネットワーク化を進め、学習支援システムの再構築に取り組みます。</p>
<p>社会教育関連施設の整備を年次的・計画的に実施し、図書館、公民館等の住民の学習支援施設の連携を強化します。それに伴い、現西伯町中央公民館の有効活用、図書館システムの統合を行います。</p>
<p>集落及び地区単位での地域づくりの公民館と生涯学習センターの位置づけを明確にし、学習支援機能の充実を図ります。</p>
<p>図書館だよりをはじめとする啓発活動の充実、蔵書の充実や特色あるコーナーの設置により、魅力ある図書館づくりに努め読書活動を推進します。</p>
<p>幼児期からの絵本の読み聞かせ活動の一層の充実を図るため、町立図書館等を活用し、読み聞かせグループの育成に努めます。</p>
<p>生涯学習の推進をまちづくり行政の柱にすえ、社会教育施設の休日開放や学校施設の積極的開放をすすめ、多様化する学習ニーズに対応するため施設の有効利用と指導者養成を図ります。</p>
<p>家庭教育を支援する講演会等を開催し、家庭教育事業の充実を図ります</p>
<p>母子保健事業の指導部門や保育園との連携を強化し、一貫した子育てプログラムによる乳幼児期の子育て学習の総合的展開を図ります。</p> <p>家庭内での幼児教育を充実させるための情報提供、相談体制の充実に努めます。</p>
<p>子どもの成長過程における地域、家庭、学校の役割分担の中で、地域の人々とのふれあい交流活動を通じて、地域、家庭、学校の連携を図ります。</p>
<p>子どもたちが豊かな人間性や学習の基礎・基本を身につけ、個性を活かせる特色ある学校づくりを目指します。</p>
<p>子どもたちの自立的な週末活動の充実のため、地区公民館、集落単位での地域を中心とした組織体制をつくり、支援活動を行います。</p>
<p>子どもたちの基本的な生活習慣の確立や基本的規範意識の涵養に向けて、家庭の教育機能を高めるよう、学校・地域・家庭が連携する取り組みを強化します。</p>
<p>子どもたちの情緒、郷土を愛する心の育成に資するため、豊かな経験と知識を持つ地域の人材を教育現場に活かします。</p>
<p>衛星通信システムを利用した学習（エルネット）を青少年教育に取り入れ、青少年育成関連事業の充実を図るとともに、IT時代に対応する教材の高度利用を推進します。</p>
<p>青少年の地域活動を支援する地域の指導者として、高齢者の人材活用を図ります。</p>
<p>青少年の国際交流を推進し、国際性豊かな幅広い視野を持った青少年を育成するために、海外派遣や海外青少年の受入事業などを進めます。</p>
<p>青少年の社会参加活動を促進するために、青少年育成関係団体の体制を強化するとともに、相互の連携を密にし、体験学習や指導者研修を通じて地域へのかかわりを深めるよう取り組みます。</p>
<p>青少年の問題行動の現状と背景について学ぶ機会を提供すると共に、家庭の教育力向上のための啓発に努めます。</p>

<p>異年代の様々な知識や豊かな経験に触れ合うことにより、青少年の健全な育成を図るため、異年代との交流の場づくりに努めます。</p>
<p>中・高年女性を対象とする講座を継続して開設し、その実践において他の女性団体との連携を強化し、主体的・意欲的にまちづくりに取り組むことのできる学習プログラムの開発と実践に努めます。また、充実した暮らしを支援するために必要な講座を開設します。</p>
<p>高齢者を対象とする講座を継続して開設し福祉行政との連携を強化するとともに、学習を通して自らの生きがいづくりや地域の様々な課題解決に取り組むことのできる学習プログラムの開発と実践に努めます。</p>
<p>高齢者の地域ボランティア活動について、関係機関との連絡調整を行い、積極的に活動をPRするとともに、高齢者ボランティア団体の育成を支援します。</p>
<p>給食センター改修工事、会見小学校プール改修工事等、学校の施設について、老朽化した建物の改築や時代のニーズにあった大規模改造を計画的に進めます。</p>
<p>適正な教育環境や規模を維持するため、学校運営の方向づけ、校区の見直しとそれに伴う通学環境の整備などを住民参画的手法により実施します。</p>
<p>心の問題を抱える生徒の相談窓口である心の教室事業を継続します。</p>
<p>ひとりひとりの子どものニーズに対応するため、少人数学級等の教育環境の整備を進めます。</p>
<p>語学教育の充実を図るため、国際交流員・外国語指導助手等を活用し、国際性豊かな教育を推進します。</p>
<p>西伯小学校パソコンルーム整備、会見小学校 LAN 及びパソコン整備、会見小学校児童用コンピューター整備、会見第二小学校コンピューター整備、法勝寺中学校 LAN 整備、南部中学校校内 LAN 及びパソコン整備、南部中学校コンピューター整備等、情報技術環境整備による情報教育の充実を図ります。</p>
<p>中学生の職場体験事業によって、職業への理解・関心を高め、自分の将来を考える材料を提供するとともに、社会の一員としての自覚を育てます。</p>
<p>文化センター建設（多目的ホール、図書館）等地域文化の振興拠点としての総合的施設の整備について検討します。また検討に当っては住民参画を基本とし、ハード、ソフト両面から総合的に検討します。</p>
<p>文化に親しみ、心豊かな生活をおくるため、音楽や演劇、伝統芸能など、さまざまな分野での質の高い芸術文化を多くの人々が享受できる場を提供します。</p>
<p>町民が芸術文化活動に積極的に参加できるよう、公民館クラブ連絡協議会の充実及び文化団体協議会の組織化など、町民の文化遺産や伝統行事の伝承等、文化活動の振興、発展に努めます。</p>
<p>芸術・文化イベントの開催や情報の提供できる社会教育関連施設の充実により、町民の自主的な芸術・文化活動の推進母体となる、グループやサークルを支援します。</p>
<p>板祐生を全国に発信し、資料の整理・収集・拡充に努めます。</p>
<p>歴史民俗資料館で町内文化財の収集、紹介、展示を行うとともに、郷土史研究など町民の教育、学術、文化の発展に努めます。</p>
<p>埋蔵文化財の発掘調査について、記録保存に努めるとともに、遺物収蔵庫の設置も視野に入れて出土遺物の整理・保存・活用を進めます。また、文化財保護業務に関わる体制の充実を図ります。</p>

町内の名勝、史跡などが見学者に分かりやすいように看板を設置し、見学者のための史跡マップを作成します。
伝統芸能、行事の保存・継承のための人材育成と文化団体の活動支援に努めます。
地域資源を活かした住民主体のイベント開催を支援します。
既存のまつりや行事は、地域・住民の大切な財産として保護・振興を図ります。
少年期から日常的にスポーツ活動が行えるような環境を整備するため、計画的に指導者を養成し、スポーツ教室の開催等「総合型地域スポーツクラブ」の設立を目指した活動に努めます。「総合型地域スポーツクラブ」の運営費については、行政と利用者の相互負担を原則とすることとします。
さまざまなライフステージに応じたスポーツプログラムの開発や幅広いスポーツ・レクリエーション活動を実践する場の提供を行い、住民の豊かなスポーツライフの実現を図ります。そのために、町民体育館等の改修・整備を図ります。
住民のスポーツへの理解と参加意欲を高めるため、各種スポーツの紹介等、啓発活動に取り組むと共に、より細かいニーズにも対応できるよう努めます。
スポーツ施設を年齢、性別、障害の有無にかかわらず自由に気軽に利用できる施設として、バリアフリー化の整備を進めるとともに、設備、用具も利用者に対応して適切に配置し、管理・運営面においても十分な配慮を行うなど、スポーツ施設環境の向上を図り、東長田運動公園整備、カントリーパーク拡張整備を図ります。
誰もが、いつでも、どこでも、主体的にスポーツを楽しめるよう、学校体育施設の地域との共同利用化を進めます。
体育指導委員の資質向上や各種スポーツ指導者の養成、体育協会、スポーツ少年団等関係団体の活動の充実により、指導体制の確立を図ります。
指導ボランティア活動の顕彰制度などの充実により、指導者の育ちやすい体制の整備を図ります。

(3) 人々がふれあう、交流のまちづくり

環日本海交流を始めとする国際交流や町域・県域を越えた国内交流、情報通信基盤整備と公共サービスの高度化を推進し、公共交通網や道路網の整備、住民参画のまちづくり、快適で豊かな住環境整備を図るため、下記のとおり詳細な計画を推進します。

交流の促進

国際交流・町境・県境を越えた交流による国際感覚豊かな人材の育成、近隣市町村との連携の推進・協調を促進し、住民と郷土に関する情報の共有化をすすめ、町の特性や資産を活かした観光、イベント等情報交流の推進を図ります。

海外留学生や技術研修生等の受入れ、住民と外国人との相互理解を深めるため、交流事業や公民館などを活用した地域住民の学習機会を提供します。
国際協力事業団などの事業に参加し、国際協力に貢献します。
国際感覚豊かな人材の育成をめざし、青少年等の海外体験研修など、国際理解を深める取り組みに努めます。

豊かな自然環境を活かしたグリーンツーリズム（農村滞在型余暇活動）を推進します。また、都市部へ親善大使を派遣し、交流の輪を広げます。
農林業の体験教室など都市生活者との交流を重視し、滞在型・交流型への転換を進めます。
市町村の独自性や自主性を尊重しながら、関係市町村との広域的な連携を強化し、共通する地域課題に協調して対応できる体制づくりを推進します。
都市部での町内の特産物など販売促進を行います。
「ふるさとガイドの会」を活用した地域間交流を推進します。
他地域と文化・スポーツなどの交流を行います。
住民と郷土に関する情報の共有化を進め、情報先進町づくりを進めるとともに、本町の持つ多様で美しい自然、豊かな文化などの特性や資産を生かし、観光、イベント、地域情報等を町民とともに多様な媒体を通じて町内外に情報を発信します。
県外西伯町人会・会見町人会等との交流を通じて農産物等の販売を行い、農村の活性化を図ります。
多様なニーズに対応した総合的な住宅政策を推進するため、住宅基本計画を策定します。また、土地の有効利用と定住人口の増大を図るため、民間資本による定住促進策を支援します。

高度情報化の推進

地上デジタル化に留意した CATV の整備等の情報通信基盤整備と公共サービスの高度化を推進します。

鳥取県情報ハイウェイ等の利用を踏まえた、情報通信環境の整備を推進すると共に、情報通信技術の利用(パソコン、インターネット等)が不得手な町民をサポートするための環境整備に努めます。
平成23年までに終了する地上放送のデジタル化に留意しながら、CATVの整備を推進します。
携帯電話の利用を可能とするため、民間による移動通信基盤の整備を促進するとともに、民間による整備が困難な地域では、費用対効果を考慮しながら町が主体となって事業を実施します。
情報技術環境整備により、窓口1カ所で用事を済ませる、役場に出かけなくても用事が済むような「電子町役場」を目指します。また、情報の共有化等を促進するため、庁内LANを整備するなど、電算システムの統合を推進します。
地理情報システムによるデジタルマップを広く利用できるように整備推進します。
誰もが見やすく、利用しやすい町のホームページづくりを行います。

交流基盤の整備

交通移動制約者と言われる人達の交通手段を確保するため、コミュニティバスの運行を行います。既存のバス路線と連携した運行を確保し、医療機関、行政機関、福祉施設、関係商店などに利用できる運行等を実施すると共に、集落間及び集落内の狭幅区間の解消のため、道路網の整備を計画的に推進します。

交通移動制約者と言われる高齢者や子供達の交通手段を確保するためコミュニティバスの運行を行います。既存のバス路線と連携した運行を確保します。医療機関、行政機関、福祉施設、関係商店などに利用できる運行等を実施します。
--

<p>道路整備総合計画の策定により幹線道路網の整備を行います。</p>
<p>県道福頼市山伯耆大山停車場線は、新町の区域を縦断する生活幹線道路として重要であり、幅員狭小区間の整備促進を県と協力して進めます。それに伴う県道改良負担金については、県と協議します。</p>
<p>西伯町から岸本町へ通じる主要地方道溝口伯太線及び一般県道米子岸本線は、新町の区域を横断する生活幹線道路として重要であり、自歩道等改良整備の促進を県と協力して進めるとともに、国道昇格を要望します。また、主要地方道西伯根雨線の早期完成を県と協力して進めます。</p>
<p>県道福成戸上米子線の狭隘区間の整備促進及び安全対策についても、事業化を県に要望します。</p>
<p>一般国道 180 号は、山陰自動車道及び山陽地域へ通ずる幹線道路であり、新町内でのバイパス事業の促進を県と協力して進めます。また、路線内のトンネル修繕についても早期完成を図るとともに、通行人・自転車の安全確保のため、自歩道の整備を県と協力して促進します。</p>
<p>地元の主体的な立案に基づき、集落間及び集落内の狭幅区間の解消をすすめるとともに、各集落の振興・災害対策の観点から、また通勤・通学や日常の安全な生活を支えるための道路網の整備を計画的に推進します。特に、天萬丸山線・諸木鶴田線・賀祥今長線・中尾原線・清水線・大池線・天萬寺内線・上野線・池野線の町道改良・整備を重点的に推進します。</p>
<p>快適な道路環境を維持するため、計画的に道路の維持管理を進めるとともに、地元と協力しながら、美化・愛護活動を推進します。</p>

まちづくりの推進

土地の有効利用と定住人口の増加を図り、多様なニーズに対応した総合的な住宅政策、農林業の体験教室など都市部との交流を重視した滞在型・交流型の観光への展開等、快適で豊かな農山村づくり・ゆとりある住まいづくりを推進します。

<p>広報誌、ホームページ及びCATVを利用した広報を実施します。</p>
<p>政策が効果を上げているかを客観的に評価し、説明責任の向上と住民参加の拡大を目指して行政評価システムの導入をします。</p>
<p>快適な生活空間を創造するための景観形成に努めます。</p>
<p>住民の身近な憩いの場であるとともに、災害時の避難場所・防災拠点となる公園を、町民の協力を得ながら適正な維持管理に努めます。</p>
<p>朝鍋治水ダム周辺の公園整備は、とっとり花回廊、果樹団地、賀祥ダム等の周辺地と、連携した整備を県と協力して推進します。</p>
<p>森林文化の伝承である「森の達人」を育成し、都市住民による森林体験活動を通じ、都市と山村の交流を促進します。</p>

地域づくりの推進

住民が主体となって行う行事や文化財を大切にしながら、新町の誇りやよりどころとなるイベントを支援します。

<p>町民が主体となって行う、伝統や文化財を大切にしながら、町民の誇りやよりどころともなるようなイベントを支援します。</p>

町外からのイベント参加者等を交流人口としてとらえ、日常的な情報発信を推進するとともに、地域間交流の促進への起爆剤となるよう努めます。

計画的な土地利用

自然環境や田園風景と調和の取れた開発が行われるよう、総合的な土地利用計画を策定します。また、水資源の確保と安定供給のため、水源の有効利用を図るとともに、広域化、震災対策などの施設整備を促進し、町域の水供給体制の統一化に取り組みます。

自然環境や田園空間と調和のとれた開発が行われるよう、総合的・計画的な土地利用を推進します。

新町の土地の乱開発を防止するために開発指導要綱を策定します。

地籍調査事業は、旧町の調査方針を踏襲しながら調査計画を策定し、担当職員の増員も含め調査の進ちょくを図り、早期に全町域の調査を終えるようにします。

水資源の確保と安定供給を拡充するため、開発した水源の有効利用をはかるとともに、未利用水対策について関係機関と協議、調整、情報交換を行い、環境用水や利水安全度などの観点に留意しながら計画的な利用を図ります。

水道用水を安定的に供給するため、広域化、震災対策などの施設整備を促進すると共に、配水管の新設、老朽管の更新、水質調査・整備、上水道集中監視制御装置の設置を行います。また、合併後、新町域での水源確保と供給体制の統一化など、水道事業統合に向けた取り組み、簡易水道施設整備、武信・道河内・伐株地区水道施設改良、池野・鶴田地区簡易水道拡張、東上簡易水道施設改良事業を推進します。

水資源の有限性、水の貴重さおよび水資源開発の重要性について、町民の関心を高めるため、啓発活動を実施します。

(4) 安全で、安心して暮らせる福祉のまちづくり

人々が安全で安心して暮らせる生活を確保するため、防災対策や砂防、治山・治水対策の推進を図り、交通安全や地域安全対策並びに生活環境衛生の確保に努め、健康づくりと保健予防の推進、高齢者や障害者が生きがいを持って活動できる環境づくり・子育て環境の充実を図るため、下記のとおり詳細な計画を推進します。

安全な生活の確保

鳥取県西部地震を教訓とし、備蓄などの防災対策、地域での自主防災活動の推進を図ります。ひとりひとりが交通安全意識を持ち交通ルールを守るとともに、危険箇所が解消される交通社会の実現と、新たな犯罪や事故の不安がなく、安心して暮らせる安全な地域社会の実現を目指します。

消防水利を充実するため、消火栓及び防火水槽を年次的に整備します。また、消防ポンプ車を計画的に更新します

西部広域消防と連携し、住民の生命・財産を守るため、消防団組織力・消防力の拡充に努めます。

<p>地域住民と一体となって、学校・保育施設等の安全対策を図ります。</p>
<p>鳥取県西部地震被災の経験を風化させることなく、常時防災意識の啓発に努め、町民・企業・行政が一体となった防災のまちづくりを推進します。また、発生した災害については早急に対応し復旧に努めます。災害時の物資輸送等を円滑に進めるため、ヘリポートの整備をします。</p>
<p>災害対策本部の機能の充実を図るとともに、災害時等行動マニュアルを定め防災・避難体制の強化を図るほか、周辺市町村との防災応援体制の整備を進めます。災害時の行動マニュアルの機能を随時点検し、災害時に適確に対応するための実践的訓練を実施し、併せて防災対策機材の整備を進めます。</p>
<p>自主防災組織の重要性を積極的に啓発し、組織育成強化を図り、住民自らの適切な対応能力の向上を支援し、災害時における被害の防止や軽減を図ります。また、自主防災組織の活動範囲を広げるため、救急救命講習をはじめとする各種講習会を実施します。</p>
<p>災害時におけるボランティア活動に欠かせない防災ボランティアコーディネーターの養成に取り組みとともに、災害時のボランティア行動マニュアルを作成します。</p>
<p>自然災害から住民の生命・財産を守るため、河川や土砂災害関連情報を住民と行政が相互通報するシステムを構築するとともに、国や県及び防災関係機関との連携強化を図り、防災行政無線による災害時の的確な情報伝達等、迅速な対応が可能なシステムの構築に努めます。そのため、防災無線機器の統合・更新・機能向上を図ります。また、鳥取県地域衛星通信ネットワーク整備事業の活用を図ります。</p>
<p>西伯病院を中核とした災害時の医療体制を整備します。</p>
<p>県の連携備蓄制度をベースとし、町独自の災害備蓄の充実を図るとともに、小売店や流通業者との連携により災害時の物資の確保を図ります。</p>
<p>既存施設の耐震対策を行います。</p>
<p>町立施設のユニバーサルデザイン（障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が気持ちよく使えるデザイン（構造計画、設計））化を推進するとともに、町内の民間建築等のユニバーサルデザイン化を促進します。</p>
<p>建築基準法にもとづく災害危険区域の指定によって、がけ崩れ、雨水浸水災害の危険性のある区域への住宅建設を抑制するとともに、危険性の高い住宅の移転を促します。</p>
<p>西伯小学校耐震補強又は老朽化による改築、会見小学校体育館改修・旧校舎耐震補強大規模改修、会見第二小学校体育館改修、南部中学校特別棟耐震補強、法勝寺中学校体育館耐震・校舎大規模改修工事等、緊急性の高い小・中学校施設の耐震工事を実施します。</p>
<p>土砂災害を未然に防ぐため、土石流危険渓流急傾斜地崩壊危険個所、山地災害危険個所等の点検体制を強化し、山崩れや土石流などの土砂災害から生命・財産を保全し、安全で安心な生活を確保するため、県と協力して、土砂災害の防止を図ります。</p>
<p>治山対策では、予防・復旧治山事業等により、集落に近接する荒廃山地、山地災害危険個所の復旧・整備を行うとともに、森林水環境総合整備事業等により、土砂災害の防止に加え、水源のかん養など森林の公益的機能の高度発揮を図ります。</p>
<p>砂防対策としては、県と協力して、建設中の砂防ダム、渓流保全工の早期完成・整備を促進する</p>

<p>とともに、地すべり防止工事、急傾斜地崩壊防止工事を推進し、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所等の整備を推進します。</p>
<p>法勝寺川・寺内川流域（合流点3号排水路付近）の湛水防止事業を県と協力して推進します。 また、県と協力して、絹屋川・東長田川・朝鍋川改修事業の早期完成を目指します。</p>
<p>高齢者への啓発活動を重点に、交通安全教育及び交通安全キャンペーンなどによる啓発活動を推進します。また、交通安全町民大会の開催、体験発表、体験型講習等を通じて交通安全思想の普及を町民運動として推進し、学校・家庭・地域を中心とした交通安全教育により住民意識の高揚を図ります。</p>
<p>交通社会におけるバリアフリー（障害解消）を実現するために交通安全総点検を行い、危険箇所の改善と交通安全施設の設置並びに更新をします。</p>
<p>町民の交通災害による経済的負担を軽減するため、交通災害共済への加入を促進します。</p>
<p>地域住民をはじめ、関係企業・団体等と連携して、街路灯、防犯灯等安全灯の設置促進をはかるセーフティライトアップ運動を進めます。また、犯罪防止に配慮した環境設計に基づく公共施設の普及促進をはかり、犯罪被害のないまちづくりを推進し、通学路の夜間の安全を確保するために防犯灯を設置します。</p>
<p>住民に身近な犯罪の発生を防止するため、地域住民、各種防犯ボランティア団体と協働によるパトロール活動を強化し、自主防犯組織による活動・防犯パトロールなどの充実を図ります。</p>
<p>収穫間際の農作物等の盗難事件が発生しており、その防止対策等に努めます。</p>
<p>高齢社会を向かえ、お年寄り世帯を狙った犯罪が今後、増加することが予想されます。催眠商法等の悪質商法の消費者教育や相談窓口の設置など、町ぐるみの防犯体制の整備を進めます。</p>

健康な生活の確保

現代社会のストレス増大などによる心の健康問題が大きな課題となっており、住民ひとりひとりが健康づくりに取り組めるような社会環境づくり・システムを構築するとともに、国・県等との協働体制を推進し、年代に応じた疾病予防・健康増進などの支援を図ります。

少子化問題は深刻化してきており、子どもを安心して産み育て、健やかに成長できる環境を整えます。

<p>健康増進委員会・食生活改善推進協議会、生涯学習健康福祉部会、子育てサークル等の活動を支援し、住民参画の健康づくりを推進します。</p>
<p>健康管理センター及び総合福祉センターを健康づくりの拠点として、疾病の予防から事後管理まで、保健サービスの充実を図ります。また、保健師等の活動を強化し、食生活や生活習慣の改善指導等の健康づくり指導体制の充実に努めます。また、保健所、医療機関との連携による相談体制を整備します。</p>
<p>様々な機会をとらえて健康づくりに対する啓発活動を実施します。特に、高齢者に対しては老人クラブ等の組織を利用して健康教育を実施します。</p>
<p>健康づくりのための町民の自主的な活動を促進するため、健康管理センターの健康機器、温水プールやトレーニングルーム等の施設の有効利用を図ります。</p>
<p>食生活推進協議会等と連携して、幼少期からの健康的な食生活指導の充実に努めます。</p>

<p>児童が健康で充実した生活をおくるため、学校給食を通じて望ましい食生活の基礎を養い、食に関する指導の充実、地域生産地域消費の教育と衛生管理の徹底に努め、健康教育の推進を図ります。</p>
<p>生涯学習健康福祉部会や教育委員会等と連携して、運動についての啓発と、運動習慣が継続できる環境づくりに努めます。</p>
<p>関係機関や各種団体相互の連絡・調整を密接に行い、病気の早期発見、早期治療、機能訓練等アフターケアまでの、乳幼児から成人にいたるまで、年代別・病態別の一貫した体制の整備・教育の充実を図ります。</p>
<p>健康診査や検診の充実と受診率の向上を図るとともに、生活習慣の見直しの機会として検診を位置づけ、結果説明会等事後指導の充実に努めます。</p>
<p>歩行機能の強化から日常のウォーキングへの定着化をめざし、誰でも参加できる健康ウォークを推進します。</p>
<p>生活習慣の中の運動、喫煙、飲酒の適正化に向けて、学校、企業、NPO（非営利組織）等と協働で環境づくりを推進し、健康増進法の趣旨を踏まえ、公共の施設の分煙化を図ります。</p>
<p>メンタルヘルスに関する講習会を実施し、指導者の養成を行うなど心の健康に関する相談体制を整備します。</p>
<p>医療費の動向について分析し、広報することにより、制度の安定につとめます。</p>
<p>歯科保健指導の充実を図ります。とりわけ成人期における歯科保健体制の確立を行うとともに、障害児の口腔予防のため、検診を含めた啓発対策を行います。</p>
<p>予防接種についての正しい知識の普及に努め、接種率の向上を図ります。</p>
<p>感染症に関する正しい知識の啓発に努めます。エイズ教育については、関係機関と緊密な連携により推進します。また、感染症の不安解消や患者の早期発見のために、健康相談や検査を実施します。</p>
<p>結核や法に規定されている感染症の患者が発生した場合、発生状況を医療機関からの届出により把握し（サーベイランス）、的確で迅速な情報の把握と提供を行います。</p>
<p>高齢者福祉の拠点施設としての総合福祉センターの効率的な運営を図るため、社会福祉協議会との連携を強化し、高齢社会に対応した総合的な高齢者福祉の推進体制を整備します。</p>
<p>高齢者が意欲をもって生きがいを見出せるよう学習機会を提供するとともに、学習活動の指導者として迎え、その能力の活用を図ります。また、老人クラブの積極的な支援に取り組むとともに、高齢者が趣味を通じて仲間づくりができるよう、公共施設の幅広い活用に努めます。</p>
<p>シルバー人材センターの会員拡大に努めるとともに、派遣ニーズの的確な把握による就業機会の確保、会員の技術の習得・向上及び就業時の事故防止活動を支援します。また、中高年齢者の雇用就業機会を確保するため、技能講習、介護講習等の活動を支援します。</p>
<p>障害者（児）の施設への入所サービス・通所施設サービスの提供体制を整備し、支援費支給制度による障害者（児）福祉の充実を図り、障害者ネットワークを活用して軽度障害者の雇用確保等、関係機関が連携を図りながら生活支援を行い、社会参加への機会を創出します。</p>
<p>障害（児）者の自立と社会参加が可能となるように様々なバリアを取り除き、障害者のニーズに応じて、手話通訳者や点訳奉仕員の養成などの支援を行うとともに、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することのできる環境づくりを推進します。また、障害者（児）に対する理解を</p>

<p>深めるための啓発、広報活動、ボランティア活動の推進を図ります。</p>
<p>女性の社会進出、男女共同参画社会に対応した子育て支援システムの構築を図ります。</p>
<p>安心して子どもを産み育てられる環境づくりに向けて、関係機関連携のもと、子ども育成プランの作成に取り組みます。</p>
<p>児童虐待防止には、保護者や子育て家庭への身近な支援が有効であるため、児童虐待防止のためのネットワークの確立に努めます。</p>
<p>不安や悩みを抱えた子どもや保護者が、気軽に相談できる体制を福祉サイド等と連携し、構築します。</p>
<p>保護者を対象とする子育てに関する学習の機会を充実するとともに、児童の健全育成を図るため、家庭と保育園や学校との連携を強化し、児童相談所など専門機関の活用を促進します</p>
<p>ひとり親家庭が抱えている問題を解消し自立を援助するため、相談事業の拡充に努めます。また、ホームヘルパーや保健師の派遣などにより生活支援を充実します。</p>
<p>子育てを地域全体で支える環境づくりの普及啓発に努めるとともに、住民との協働のもとに子育て支援ネットワークを形成するためのリーダー（子育て支援リーダー）を育成します。</p>
<p>子どもの健全育成の基本は家庭・地域にあることから、家庭での養育力の向上、地域社会の環境整備を進め、児童の自立支援に努めます。</p> <p>子育て支援のため、育児講座や親子教室の開催、育児についての知識や情報の提供等を行う地域子育て支援センターの充実を図ります。</p> <p>育児サークル活動など子育ての仲間づくり活動を支援します。</p> <p>安全で緑豊かな遊び場を確保します。</p> <p>園児と高齢者との世代間の交流を行います。</p> <p>児童館設置について、検討します。</p>
<p>家庭や地域のニーズを十分に把握し、保育園の保育内容の充実を図ることにより、保護者の利便性に配慮した魅力ある保育園づくりを進めるとともに、待機児童の解消に努め地域の実情にあった保育体制の円滑な運営を進めます。また、4 保育園の修繕等、必要な整備を実施します。</p> <p>一時保育を実施します。</p> <p>障害児保育を充実します。</p> <p>乳児保育を充実します。</p>
<p>放課後児童クラブなど、放課後児童対策を推進します。</p>

安心できる生活の確保

商品取引や商品の多様化・複雑化により、消費者と事業者の間で情報の偏在と交渉力の格差増大が進んでいます。消費生活の総合的な情報提供や学習機会を確保して消費者トラブルに対応し、主体的かつ合理的な消費活動を実践します。

介護保険サービスの利用を促進するため、より一層の啓発普及を行うとともに、サービスの質の向上を図ります。

消費者トラブルの未然防止と拡大防止のため、行政防災無線や広報紙での情報提供や啓発活動を充実します。

<p>高齢者、若者等を対象とした講演・講座等を開催し、情報提供を行うとともに豊かな消費活動を支援します。</p>
<p>介護ニーズを早期に把握するため、民生児童委員・ボランティアグループなどのネットワークを形成し、地域支えあいシステムづくりに努めます。</p>
<p>介護保険制度の円滑な推進を図ります。また、介護サービスの苦情処理を適切に行います。</p>
<p>「伯耆の国」を中核として、介護保険サービス事業者と緊密な連絡調整を行い、介護保険制度の効率的な運用を図り、在宅福祉の3本柱であるデイサービス、ショートステイ、ホームヘルプサービスをはじめ、訪問指導、機能訓練、日常生活用具給付事業等の在宅福祉サービスを総合的に実施します。</p>
<p>在宅支援介護センターの充実を図り、高齢者個々の要望に沿ったきめ細やかな福祉サービスの提供に努めます。</p>
<p>介護サービス充実のため、計画的に3級ヘルパーを養成します。</p>
<p>家庭で介護にあっている人の悩みや相談に応え、介護技術指導を実施するなど、家庭介護技術の向上を図ります。</p>
<p>介護保険制度で要介護認定外となった高齢者に対して、介護予防や自立した生活を確保するため、会食・配食サービス等の生活支援に努めます。</p>
<p>障害に対する偏見をなくし理解を深めるため、啓発・広報活動、福祉教育を行います。</p>
<p>障害者および家族が安心して地域生活を送るためのホームヘルプ、ショートステイ、デイサービス事業等の在宅福祉サービスを進めるとともに、歩道の段差解消・外出支援など障害者に配慮したまちづくりを推進します。また、障害者の自立を支援するため、障害者団体の活動や団体間の連携・共同生活を営むグループホーム等の運営を支援し、障害者の生活の安定・社会参加を推進のため、雇用の場の確保・スポーツ文化活動への参加促進に努めます。</p>
<p>障害の発生を未然に防ぐため、予防知識の啓発普及に努めます。広報紙による啓発（骨折、交通事故、各種健康診査等）。保健指導を通じての啓発（妊婦健診・乳幼児健診、予防接種等）を行います。また、障害の早期発見・早期対処のため、健康管理センターを拠点として保健師等の訪問指導を充実することにより、相談指導体制の整備、障害の程度に応じた適切な医療・リハビリテーションの提供に努めます。</p>
<p>西伯病院を地域医療・介護及び健康づくりの中核として位置づけ、その機能の一層の充実を図るため、全面改築し施設基準に合致させるとともに在宅生活支援のため、通所リハビリテーションの開始、訪問看護の充実を図るほか、痴呆性高齢者のデイケア等の実施により、地域住民へ安心を提供できる病院を目指します。</p>
<p>人間ドック、各種検診の実施等の健康づくり、疾病の予防対策を積極的に推進するとともに、医療機関への適正な受診の指導に努めます。</p>
<p>住民に正しい医療に関する知識を啓発するため、公衆衛生および歯科衛生の普及を行います。</p>
<p>遠隔画像診断や電子カルテの導入など、患者のサービスの向上と業務の効率化につながる情報技術化を進めます。</p>
<p>医療費適正化対策を積極的に推進します。</p>
<p>高額療養費受領委任払制度の契約医療機関の拡大に努めます。</p>

県の特別医療制度に上乗せした町独自の医療費補助制度を継続します。
献血キャンペーンに取り組み、献血思想の普及啓発等による献血の推進を図ります。
骨髄バンク普及啓発およびドナー登録の推進を図ります。
高齢者がいつまでも健康な生活を送ることができるような施策を展開することにより、医療費の高騰を抑制します。
コミュニティバスの運行体制の整備等、交通移動制約者の通院手段の確保に努めます。
民生児童委員・保健師・ケースワーカー、社会福祉協議会等との連携を強化し、被保護世帯、低所得者の生活実態に即した相談、指導の充実に努めるとともに、担当民生児童委員の訪問活動を充実し、関係行政機関との連絡を密にして、生活不安の軽減に努めます。
民生児童委員等の活動を中心に、ボランティア活動等町民の自発的で幅広い活動を推進し、地域で支えあう温かい社会環境の整備に努めます。
判断能力の低下した人への福祉サービスの利用援助や苦情解決の仕組みを整備し、サービスを適切に利用できる体制整備を促進します。
生活の保障と安定を図るため、社会福祉協議会が行う社会福祉資金等貸付事業の利用促進を支援します。
国民健康保険財政の健全化を図るため、各種対策を実施するとともに保険料の収納率の向上に努めます。
町民が安心して老後を送れるよう、国民年金制度の理解を深め、未加入者の加入促進・保険料の収納率向上のための普及・啓発活動を徹底します。

支えあいの社会の構築

地域住民・民間団体・福祉ボランティアなどによる多様な活動が展開され、高齢者や障害者などの生活を身近な地域で支える体制の整備を図ります。

地域福祉計画を策定するとともに、地域福祉の総合的、計画的な推進を図ります。
学校教育等による福祉教育を推進するとともに、広報やイベントの開催を通して、福祉意識の高揚に努めます。
ボランティア活動に対する意識啓発を進め、福祉人材確保のためボランティアリーダーの養成、団体の活動に必要な支援を行います。
ボランティアセンターの機能強化をはかることにより、住民だれもがいつでも、どこでもボランティア活動に参加できる体制の整備を促進します。また、社会福祉協議会を中心とする地域福祉団体等の活動を促進し、福祉活動のネットワークづくりを積極的に推進します。
あいのわ銀行の拡大・充実に努めます。

(5) はたらく人々が充実する産業のまちづくり

農林業の担い手確保と、効率的で安定的な農業経営体の育成、地域特性を活かした農業生産の流通体制の整備、とっとり「花回廊」と果樹団地及び緑水湖周辺を連動させた戦略的観光農業の基盤整備、企業誘致と町内各企業とのコンセンサスを図ることにより、就労環境の

確保と勤労者の生活を支援するために、下記のとおり詳細な計画を推進します。

農林業の推進

農地流動化の促進による経営規模の拡大に努め、集落及び地域の実態に応じた農作業の受委託組織・集落営農組織を育成すると共に、農村振興公社との連携を図り、農業の低コスト生産を推進するための法人化を推進します。また、安定的な農産物の供給と国土・環境の保全等をめざし、将来にわたり持続可能な農業生産活動が行える条件整備を図ります。

消費者のニーズに応じた安全安心な農林産物の生産と、安定的供給の推進などへの取り組みとして地産地消活動の推進を進めるとともに、林業関係者との連携により、地形・地質にあった植林等、長期計画に基づいた造林を推進し良質な木材の確保を図ります

若年層の新規就農がほとんど見込めない実状を踏まえ、定年帰農セミナー等による定年後の本格就農を支援する体制の整備を図り、就農基盤整備事業の取り組みを検討します。又農業青年グループの育成・支援を強化し、若者が定着し住み続けたい環境づくりに努めます。

農業の担い手との意見交換を実施し、その意見や課題の把握に努め、農政をともに考える機関、農業を支える組織づくりを図る等その改善策を図ります。

町内外で開催される各種農業関係イベントでの農産物販売や情報提供等を通じて、農業と農村の魅力アピールし、情報発信に努めます。

水稲・家畜・果樹・大豆の共済制度の加入促進と損害防止事業により、農家経済の安定向上に努めます。

水稲偏重からの脱却を図るなど、新たな対応を求められている農業に取り組み、次世代に豊かで快適性の高い農村を継承するため、集落の意識改革を進めます。

米の生産調整が続く中、消費者ニーズに応えた「売れる米づくり」に取り組み、育苗から生産までの生産技術指導や研究により、良食味米品種の生産配分比率を上げ、低コストで「うまい米」の安定生産を推進するとともに、米のブランド化対策を進めます。

麦・大豆は生産調整対策の実施に伴い、米作と組み合わせた生産性の高い水田農業を行うために、輪作体系の確立、作付の団地化、農作業の集団化を進めるとともに、機械化及び栽培技術指導を充実し、生産性の向上や収穫量の安定化を図ります。

転作田の有効活用のため、そば等の新規作物の導入や農作物を作る楽しみと自然のふれあいを図る町民農園の増園を図ります。

地産地消のネットワークを構築し、学校給食など公的施設等に地域産品を提供する体制を整備するとともに、これらを農産物直売所で販売することで農産物の地産地消の意義と地域農業の理解促進を図ります。

農産物の減農薬、有機栽培技術を導入し、農家へ普及を図ります。

20世紀梨については、黒斑病に強いゴールド20世紀梨等の優良品種の導入、老木園の更新、施設化の推進、土づくりの徹底、高性能機械の導入等により、収量増大及び品質の向上を図り、また、援農体制整備を支援します。富有柿については、転作田への植栽及び収益性の高い品種の導入に努めます。また、経営規模の拡大や低樹高化による省力化と生産の安定を図るとともに、加工品の開発に取り組みます。いちじくについてはハウス導入を中心として消費者ニーズに対応した生産を行

<p>い、収量確保・品質の向上・労力分散により安定的な生産を図るとともに産地の集団化、生産農家の拡大に努めます。</p>
<p>葉たばこについては消費の減少等により、今後も生産調整は続く予想されますが、品質による価格差が大きいと、ほ場の土づくり、育苗、収穫そして乾燥までの技術の一層の向上を推進し、生産性及び品質の向上に努めます。</p>
<p>菊・ゆり・ストック等の生産拡大を促進するとともに、県立フラワーパーク「とっとり花回廊」への供給促進と花壇苗・切花・鉢花等の生産振興と産地化に積極的に取り組みます。また、中核となる農家の育成やハウス・加温施設の整備により生産の安定に努めます。</p>
<p>山間地域の農地を守るため山菜類の栽培を奨励し耕作放棄地の防止を図ります。また、イノシシ、ヌートリア及びカラスなどの野生鳥獣から農作物を守るため、駆除及び防止対策を支援します。</p>
<p>普及指導機関との連携を強化充実し、先進的な経営管理や高度な栽培技術等の導入を促進します。</p>
<p>農産物の高付加価値化を図るため、企業や公的機関がもつ新しい技術の活用による特産品の開発、並びに加工企業との連携強化による加工品の生産実現を図ります。また、農産物加工施設「味工房えぶろん」と「めぐみの里」を活用し、特産品開発研究会により将来性のある作物の研究・開発と販売の促進を図ります。</p>
<p>食生活の多様化等、年間を通して新鮮な野菜が必要とされ、この需要に対応するために農協等関係機関と連携し、地域特性や市場のニーズに即応した作物の導入を図ります。また、安定生産と品質向上により、市場におけるブランド確立に努めます。</p>
<p>農産物直売所の充実・農産物直売所の支援を通じて、農村の高齢者の生きがい対策を図るとともに、農家所得の向上を図ります。</p>
<p>多頭飼育農家の牛舎建設等、畜産農家の繁殖牛の導入を支援し、有機農業推進のため、堆肥等の有機資材の開発、堆肥処理施設の整備を支援します。乳用牛については、全国的な生産過剰傾向のなかにあつて、適正規模飼育による省力化、転作田の積極的な活用による良質粗飼料の確保、高能力牛の育成等により、生産性の安定を促進し、酪農家の所得向上に努めます。また、肉用牛については、輸入自由化と激化する産地間競争に対応するため、研修会や指導会、共励会の場を活用し、飼養管理技術の向上に努め、鳥取和牛の生産振興を図ります。さらに、繁殖肥育一貫経営への移行を促進し、安定した経営の確立に努めます。</p>
<p>農業振興地域の整備計画の適正な管理等により、農用地を将来にわたり良好な状態で確保し、計画的な土地利用等による農業の健全な発展を推進します。</p>
<p>農地流動化の促進、農業機械・施設の効率的利用をめざし、集落及び地域の実態に応じた農作業の受委託組織・集落営農組織を育成するとともに、オペレーター及び担い手の育成に努めます。また、農地の流動化については、農地流動化推進員を中心として、農地の貸し借りに係る情報の一元化を進め、両者を適切に結びつけた農地の利用権設定による、経営規模の拡大に努めます。</p>
<p>集落営農等を推進し、農業機械や農作業の共同化を進めることで農業生産コストの軽減や農地利用集積等による耕作放棄地の拡大防止、転作田の有効活用などを図ります。国、県の転作関係支援事業を活用し、有利販売を推進するとともに、大豆を中心に機械導入を支援し、大豆等農産物の生産出荷促進を図ります。</p>
<p>農業団体・組織の体制整備並びに農村振興公社との連携等を推進し振興を図ります。</p>

<p>農林産物を効率的、安定的に生産するための融資制度や、自立をめざす農林業経営体の経営の安定化や法人化の促進など体質強化を促進します。</p>
<p>効率的かつ安定的な農業経営を推進するため、技術・経営研修と地域農業の組織化をすすめ、高度な技術力と経営管理能力をもった認定農業者の育成に努めます。</p>
<p>農村M P I S（農村多元情報システム）等による農業情報ネットワーク体制の整備は、近隣市町村との連携・調整等体制を図りながら検討します。また、関係団体、関係ネットワークとの情報の共有化をはかり、お互いに保有するデータベースを相互活用し、情報を一元的に提供できる情報技術体制の整備を推進します。</p>
<p>大量輸送、荷痛み防止、集出荷の効率化など、農作物の流通合理化と町民の生活基盤を改善するため、広域農道及び樹園地からのアクセス農道など基幹農道の整備を推進します。</p>
<p>県営中山間地域総合整備事業・農業農村整備事業等により、計画的な農業生産の基盤整備を県と協力して促進するとともに、水田の汎用化を図り、畑地利用が可能となるよう暗渠排水等による湿田の乾田化、畑地の開発を促進します。また、地域住民の憩いの場であるとともに、周辺住民との交流を促進する施設として、自然景観や歴史的遺産を活用した環境整備に取り組みます。</p>
<p>森林施業計画に基づく森林整備地域活動支援交付金事業に取り組みます。</p>
<p>林業団体・森林組合の育成強化を図ります。林業活性化に必要な関連事業の支援を図ります。</p>
<p>林業関係者との連携により、融資制度の活用を図りながら、需要の動向、地形、地質にあった植林等、長期計画に基づいた造林を推進し、良質な木材の確保のため下刈、枝打ち、間伐等を実施します。又保安林・保護樹林などの重要な松林保護のため、松くい虫防除の空中散布・伐倒駆除・樹種転換事業を実施します。</p>
<p>公共建築物、一般住宅の地場産木材利用による木造化を推進支援し、町内生産を主とする間伐材等を利用した木材加工製品の製造・販売事業を促進します。</p>
<p>都市と山村の交流を促進し、特用林産物であるシイタケ・木炭の生産・拡大により、山村の総合的な活性化を図ります。</p>
<p>公道との有機的な連携をもたせた林道・作業道の整備や作業の機械化をはかり、森林の適正な管理を推進します。</p>
<p>林道（広域基幹林道、一般林道、作業道）事業を推進するため、フォレスト・コミュニティ総合整備事業・林業地域総合整備事業・林業構造改善事業を県と協力して推進し、林業生産基盤の整備を図ります。</p>
<p>日野川水系漁業協同組合との連携を基本として漁業権の調整を進めます。</p>

戦略的な産業振興

県立フラワーパーク「とっとり花回廊」、越敷野地区周辺と緑水湖周辺を観光ル－トとして位置付けて集客交流を図り、バイオテクノロジーを活用・加工による商品開発について研究するとともに、景観形成計画や全町公園化計画と連動しつつ、観光資源の維持と掘り起こしに努め、ホームページの機能強化・メディアの効率的活用等、観光客の求める情報を的確に把握し、全国への情報発信に努めます。

企業誘致計画に基づく優良企業の誘致を推進し、就業機会の確保を図ります。

<p>企業用地造成計画に基づき、原工業団地等の計画的な拡張や進入路等の基盤整備を進めるとともに、従業員の住宅用地をはじめ公共施設用地の併設等を考慮し、地域にマッチした総合的な企業用地の造成を図ります。</p>
<p>町内各企業との定期的な懇談会の開催や実態調査を行い、各企業の実態把握と的確な対応に努めます。</p>
<p>近隣市町村と連携して広域観光を推進します。</p>
<p>財団法人西伯町地域振興会及び会見・溝口・岸本地域振興株式会社の体制の充実を図ります。</p>
<p>新町の観光協会を設立し、会員と連携し活動の振興を図ります。</p>
<p>景観形成計画や全町公園化計画と連動しつつ、観光資源の掘り起こしに努めます。</p>
<p>町内の農産物を利用した、宿泊して農業体験が出来る施設、南さいはく自然休養村管理センター緑水園改築・南さいはく自然休養村交流宿泊施設整備等と体験観光農園整備の推進を図ります。</p>
<p>県立フラワーパーク「とっとり花回廊」を中心に、越敷野地区周辺の観光開発を民間活力の導入も視野に入れて取り組みます。また、フラワーパークと緑水湖周辺を観光ルートとして位置付けて集客交流を図ります。</p>
<p>バイオテクノロジーを活用した”フウラン”栽培や、富有柿・20世紀梨・いちじく等の加工による商品開発を研究し、観光資源としての活用に取り組みます。</p>
<p>法勝寺公園をはじめ、町内のさくらを再植栽等の管理を行ない、町民への美化意識の高揚を図ります。</p>
<p>住民参画を基本とした各種イベントの開催を支援し、地域のイメージアップや地域経済への波及効果を高めるように努めます。</p>
<p>温泉開発の検討を進め、温泉の利活用計画とともに温泉機能を有した緑水園等既存施設の改築を検討します。</p>
<p>観光客に分かりやすいサイン整備、地域資源を活用した体験型交流活動の促進、体験指導員の育成を行い、地域の魅力の向上を図ります。</p>
<p>全国に通じる高い商品力のある町産品及び事業者をブランドとして認定、情報発信するとともに、新たなブランドの創出を支援します。</p>
<p>ホームページの機能強化・さまざまなメディアの効率的活用等、観光客の求める情報を的確に提供します。</p>

技術の高度化と競争力の強化

農産物の高付加価値化を図り、新しい技術の活用による将来性のある商品の研究・開発と販売の促進を図ります。

販売・流通経路の整備・開拓を図り、生産コストの低減、特産ブランドの産地形成、生産者組織・消費者組織のネットワーク化により市場外流通の導入を促進します。

商工会組織の強化・拡充に努め、研修会等の学習活動を強化します。また、商工会による指導強化によって、経営者・後継者育成への支援を行うとともに、行政、商工会、商店主と連携して、交通手段を持たない高齢者や子どもたちへの利便性や賑わいの拠点など、商店や商店街の果たす役割や必要性を相互に確認し合い、商業、商店を守り育てる運動を展開します。

商工団体などと連携し、新商品・新サービスの開発、新たな生産・販売方式の導入により、経営の向上をはかる経営革新の取組を総合的に支援します。

電子商取引への対応や、情報技術を活用した経営革新の取り組みを支援し、情報化社会における中小企業の競争力の強化を図ります。

(6) 人々が自然と共生する循環型社会のまちづくり

豊かな自然環境を保全するとともに、上下水道の整備や水質浄化、公園整備やソフト事業の展開、生活環境の充実に努めるため、下記のとおり詳細な計画を推進します。

自然との共生

I S O 14001 の全機関での実施並びに鳥取県版環境管理システムの普及を行います。

日本固有の動植物の生態系に悪影響を与えないよう、移入種の駆除をはかるとともに、中山間地域の農地や森林の保全など多面的機能を発揮させるため、地域住民を中心とした保全活動や啓発活動をすすめます。

エコタウン（環境自治体）計画を推進し、環境基本条例の制定、環境基本計画、ローカルアジェンダの策定により、住民参画の環境づくりを実施します。

公共事業の計画段階から環境配慮を確実に実施するとともに、大規模開発事業等における環境配慮を確保します。I S O 1 4 0 0 1 の環境管理指針を全機関で行います。

国際規格認証取得を基本に、当面、中小企業、小中学校、家庭及び地域においては、環境問題への理解を深めるため、鳥取県版環境管理システムの普及拡大に努めます。

緑水湖畔の自然林や森林公園を 22 世紀につなぐ、自然・緑のシンボルとして「100年の森」を整備します。体験学習施設「森の学校」を核に自然とのふれあいや森林への理解や認識を深めるとともに、都市との交流を図ります。

賀祥ダム湖畔に釣り場、親水護岸など水環境整備を行い、釣り大会、カヌー、湖面花火大会などのイベントができるよう、ダム湖周辺を憩い及び活動の場として提供します。平成 16 年度に完成する朝鍋ダムのダム湖についても桜の植樹、親水護岸、多目的広場の設置などの周辺整備を県と協力して行い、残土処分場の跡地（観光農園）とリンクした憩い及び活動の場を提供します。

河川が本来有している豊かな自然環境の保全と復元により、生物の多様性、生育空間の確保をはかるとともに、自然と共生する潤いのある水辺空間を創出します。

外国から入ってきて日本固有の生態系に悪影響を与えている移入種（外来種）を「有害鳥獣」として積極的な駆除を図ります。緑水湖及び朝鍋ダム湖に害魚として問題視されているブラックバスなど外来魚の再放流（リリース）禁止等のキャンペーンを行います。

適切な森林整備を通じて森林の有する公益的機能等の発揮を促進するため、森林組合等が行う森林施業の受委託促進のための普及啓発活動などへの支援を行います。

中山間地域における農地や農業用施設の適切な保全や利活用を促進し、里山のもつ多面的機能を発揮させるとともに、地域住民による保全活動を活性化します。

化学合成農薬の投入量を低減する新しい防除技術の普及、病虫害発生動向に即応した的確な防除対策、農薬の適正な使用管理指導を推進し、環境にやさしい農業を推進します。

資源循環型社会の構築

環境負荷を削減し、資源循環型社会構築のため、廃棄物の適正処理対策をすすめ、生ゴミの地域循環システムの構築及び不燃物の分別収集を徹底します。

水環境の保全を図るため、下水道施設への加入促進や未整備地域の早期の完成をめざし、環境美化に向け、住民参加の緑化運動や花づくり活動に努めます。

地域住民にとって身近な存在である町が率先して、全事務所を通じて自主的環境負荷低減に取り組む ISO14001 の認証取得を行います。
既に認証取得した企業や、他市町村との情報交換を通じて、システムの継続的な改善を目指すとともに、認証取得をめざす事業所への情報提供を行い、中小企業や公益法人等の認証取得を促進します。
ごみの減量化・資源化を促進するため、可燃物の生ゴミ処理は、コンポストの利用推進等により減量化に努め、不燃物については、ごみ減量化・リサイクル推進のための啓発活動を行い「リサイクルプラザ」の受入基準に合わせた分別収集を徹底するとともに、資源化や再利用を促進します。
関係機関と協力して、騒音、水質汚濁、悪臭の環境破壊につながる恐れのある事業所の指導に取り組むとともに、産業廃棄物、粗大ゴミ等の不法投棄に対する監視体制を強化し定期的に町内を巡回し、不法投棄の拡大防止に努めます。
工場・ゴルフ場及び主な河川の定期的な水質検査を実施します。
公共下水道施設整備と処理施設への加入促進に努めるとともに、未整備処理区は、浄化槽市町村整備推進事業により、合併浄化槽の施設整備を促進します。汲み取り収集によるし尿処理については、引き続き適正な収集体制の充実に努めます。
汚泥処理により再資源化した肥料は、その活用方法も含め広域的な視点で推進します。
町民、企業、各種団体による環境美化運動を推進・支援し、住民の意識改革を図ります。
地域での環境教育を推進するため、環境教育指導者の育成に努め、環境教育活動を促進します
地球温暖化防止、適正な森林管理の観点からグリーンボランティアを育成するとともに、緑のNPOに対する情報を提供し、新規NPOの育成や活動を支援します。
グリーン購入（環境への負荷が少ない製品の購入）の方針に基づき、町が率先して環境にやさしい物品の購入に取り組みます。

財政計画

1 財政計画

別紙のとおり

新町財政計画

(単位:百万円)

区分	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	
歳入	地方税	921	921	921	922	922	921	921	922	921	921	
	地方譲与税	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	
	利子割交付金	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	
	地方消費税交付金	82	82	82	82	82	82	82	82	82	82	
	ゴルフ場利用税交付金	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
	自動車取得税交付金	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35	35
	地方特例交付金	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33
	地方交付税(普通)	2,432	2,307	2,372	2,348	2,265	2,241	2,047	2,038	1,966	1,929	1,861
	地方交付税(特別)	266	255	253	252	251	249	248	247	245	244	243
	地方交付税(合併)	32	32	88	88	87	56	56	55	56	56	58
	交通安全特別対策費	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	分担金及び負担金	42	39	30	22	22	22	22	22	22	22	22
	使用料及び手数料	347	346	346	346	346	346	346	346	346	346	346
	国庫支出金	477	397	236	417	207	527	513	180	180	180	408
	県支出金	323	270	245	245	241	239	239	239	239	239	239
	財産収入	42	2	83	2	2	2	2	2	2	2	2
	寄付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	繰入金	510	180	78	127	52	54	122	15	15	14	14
	繰越金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	諸収入	199	173	157	157	157	157	157	157	151	145	145
一般地方債	1,112	833	615	900	587	1,163	1,139	535	535	535	1,031	
合併特例債	0	1,190	0	0	0	0	0	0	0	47	1,073	
歳入合計	6,960	7,202	5,681	6,083	5,396	6,234	6,069	5,015	4,935	4,937	6,620	
歳出	人件費	1,541	1,404	1,406	1,406	1,380	1,350	1,319	1,262	1,185	1,130	1,062
	物件費	1,081	935	938	938	928	923	923	923	922	922	921
	維持補修費	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65	65
	扶助費	372	372	372	372	372	372	372	372	372	372	372
	補助費等	898	885	873	862	846	836	836	836	836	836	836
	災害復旧	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	失業対策	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公債費	1,131	992	1,177	1,144	1,092	1,011	920	856	722	692	643
	積立金	0	0	0	0	0	0	0	68	202	235	185
	投資及び出資・貸付金	31	31	32	33	33	35	36	38	38	38	38
	繰出金	605	556	542	562	552	557	562	565	563	568	575
	普通建設事業費	1,236	1,962	276	701	128	1,085	1,036	30	30	79	1,923
	歳出合計	6,960	7,202	5,681	6,083	5,396	6,234	6,069	5,015	4,935	4,937	6,620

年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年度末基金残高	673	493	433	323	288	251	145	213	415	650	835

平成15年度末基金残高	1,183
-------------	-------